

恵庭市社会福祉協議会事業紹介冊子

～恵庭市社協は「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」を進めています～

恵庭市社会福祉協議会は第5期地域福祉実践計画（平成28年度～平成32年度）に基づき、地域福祉の推進に向けて全力で取り組んでおります。

このたび、事業の一部をご紹介します事業紹介冊子を作成しましたのでご活用下さい。



【お問合せ・ご相談はこちら】

社会福祉法人 恵庭市社会福祉協議会

〒061-1446 恵庭市末広町 124 番地

- ・電話 0123-33-9436（社協の事業全般のお問合せ）
- 0123-33-1120（訪問介護事業などのお問合せ）
- 0123-32-0007（ボランティアについてのお問合せ）
- ・FAX 0123-33-9709
- ・メールアドレス syakyo@eniwa-syakyo.or.jp
- ・ホームページアドレス <http://www.eniwa-syakyo.or.jp>

目 次

【在宅生活を支えます】

在宅高齢者等配食サービス事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	・・・P 3
家族介護用品支給事業、寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業	
徘徊高齢者位置検索システム事業	・・・P 4
寝たきり高齢者等日常生活用具給付事業、ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業	・・・P 5
寝たきり高齢者等布団丸洗い乾燥消毒サービス事業、単身高齢者福祉電話貸与事業	
家族介護者介護職員初任者研修受講支援事業	・・・P 6
福祉用具貸出事業、福祉車両貸出事業	・・・P 7
高齢者等外出支援サービス事業	・・・P 8
訪問介護・居宅介護支援事業	・・・P 9
歳末見舞金交付事業、歳末大掃除サービス事業	・・・P 10

【ふれあいと支えあいのまちづくりを推進します】

小地域ネットワーク事業、ふれあいサロン事業	・・・P 11
レクリエーション用具等の貸出、ふれあい福祉まつり・功労者等の表彰	・・・P 12
ボランティアセンター事業、あったまーるポイント	・・・P 13

【お困りごとをご相談下さい】

成年後見支援センター	・・・P 14
日常生活自立支援事業・各種相談窓口	・・・P 15
生活資金貸付事業・生活福祉資金貸付事業	・・・P 16

【社会福祉協議会について】

社会福祉協議会について、社協会費について	
愛情銀行について	・・・P 17
市民の皆さまへ	

■在宅高齢者等配食サービス事業

調理が困難な在宅で生活している高齢者等を対象に、週3日（月・水・金か火・木・土）又は毎日、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用する方の安否の確認を行っています。

◆利用できる方

病気や身体の障がい、心身の障がい等の理由によりご自宅での調理が困難な方で下記に該当する方が利用できます。

- ①概ね65歳以上の単身で生活されている方
- ②高齢者だけで構成される世帯及びこれに準じる世帯



◆利用料金 1食につき510円（利用料は月払い）

※12月31日～1月2日はお休みとなります。

■ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

急病など突発的な事態が発生したときに迅速かつ適切な対応をとることと、定期的な安否の確認や健康相談を行うために、24時間いつでも緊急通報のできる携帯端末（要介護4以上の方には、設置型の端末）を貸出し、ひとり暮らし高齢者等の生活不安を解消し、人命の安全の確保を図っています。

◆利用できる方（以下のいずれかに該当する方が利用できます。）

- ①概ね65歳以上で日常生活に支障があるひとり暮らし高齢者
- ②①に準じる方と同居している高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ひとり暮らしの重度身体障がいのある方等で、日常生活に支障がある方
- ④SOSネットワーク協議会（※1）に事前登録している認知症高齢者
- ⑤要介護認定において要支援又は要介護と認定された高齢者であって、疾病による緊急時の対応が必要又は転倒及び徘徊の恐れある方

◆利用料金

- ①携帯型は初期設定料金324円、月々の利用料は267円
- ②設置型は設置費用の1割と月々の利用料97円、及び通話料

※1 SOS ネットワーク協議会

恵庭市では、認知症高齢者や障がいのある方などの徘徊・行方不明の方を警察や地域、行政が連携し、事故を未然に防止、また早期発見・保護することを目的としたSOSネットワーク事業があります。

あらかじめ登録しておくことで必要です。ご希望の方は恵庭市役所までご相談下さい。



（携帯型端末）

■家族介護用品支給事業

在宅で常時介護を必要とする概ね65歳以上の寝たきり高齢者など身体に障がいのある方がいる世帯を対象に紙おむつ、尿取りパッド等の介護用品を宅配で支給し、介護負担の軽減を図っています。

◆利用できる方

- ①在宅で常時介護を必要とする概ね65歳以上の寝たきり高齢者等
- ②満4歳以上の重度障がい児（者）
- ③①又は②に該当する方で過去1か月以上紙おむつ等の介護用品を使用していて、所得税非課税世帯が対象となります

◆利用料金

月々の支給額の1割（月々の利用限度額は5,625円）



■寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業

在宅の寝たきり高齢者等を対象に、ご自宅を訪問して訪問理美容のサービスを行い、保健衛生や福祉の向上を図っています。

◆利用できる方

- ①要介護度が3以上の認定を受けており、日常的に車いすを使用する又は6か月以上寝たきり状態の概ね65歳以上の高齢者、若しくは重度身体障がいのある方
- ②①に該当し訪問理美容のサービスを受けることが可能な方
- ③①に該当する方で家族が同居している方

◆利用料金

1回300円（ただし、利用回数は年6回が上限）



■徘徊高齢者位置検索システム事業

徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している世帯を対象に、徘徊した場合、その居場所を発見できる端末機を給付し、早期発見と安全確保を図っています。

◆利用できる方

市内に居住し、徘徊のみられる認知症の高齢者と同居している世帯を対象とします

◆利用料金

端末機の給付に関する費用は無料ですが、毎月の基本料金及び利用料に関しては自己負担となります。生活保護世帯の方は無料です

■寝たきり高齢者等日常生活用具給付事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、日常生活用具（火災報知器、自動消火器、電磁調理器）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、自立生活の支援を行っています。

◆利用できる方

＜火災報知器、自動消火器＞

概ね65歳以上の低所得の寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等

＜電磁調理器＞

概ね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等

◆利用料金

所得税の課税状況に応じて本人負担額が必要となりますので、社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。なお、設置にかかる工事費は対象となりませんので、あらかじめご了承下さい。

■ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業

1週間に1本の乳製品の配達と、1か月に1回の自宅訪問及び1週間に2回の電話により、ひとり暮らし高齢者の孤独感解消を図り、利用する方の体調を含めた日常生活を把握、安否の確認を行っています。

◆利用できる方（以下の全てに該当する方が対象となります）

- ①65歳（心身に障がいがある場合においては60歳）以上であって、ひとり暮らしの方
- ②近くに子、兄弟等の親族等が居住していない等の理由により、安否の確認を必要とする生活状況にあると認められる方
- ③ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業を利用していない方

◆利用料金 無料



■寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業

在宅の寝たきり高齢者等を対象に、掛布団、敷布団、毛布、ベッドパッド等の布団の丸洗い、乾燥及び消毒のサービスを提供することで、衛生的で快適な在宅生活の援助を行っています。

◆利用できる方

要介護度が3以上の認定を受けており、日常的に車いすを使用する又は6か月以上寝たきり状態の概ね65歳以上の高齢者、若しくは重度身体障がいのある方

◆利用料金

クリーニング代の1割（ただし、利用回数は1人年間3回まで）



■単身高齢者福祉電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者世帯を対象に電話の貸与を行い、電話による安否の確認及び各種の相談を行うことによって在宅生活の支援を行っています。

◆利用できる方（以下の全てに該当する方が対象となります）

- ①電話のない市内に居住する65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯
- ②所得税が課せられていない世帯
- ③安否の確認を要すると認められる生活状況にある世帯



◆利用料金

設置に関する経費は無料ですが、月々の基本料金及び通話料が自己負担となります

■家族介護者介護職員初任者研修受講支援事業

この事業は、現に高齢者を介護している家族又は、介護していた家族が家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、介護職員初任者研修を受講した場合に受講料の一部の助成を行っています。

◆利用できる方（以下の全てに該当する方が対象となります）

- ①市内に居住する満50歳までの方
 - ②現に家族を介護しているか、過去5年以内に家族を主体的に介護した経験のある方
- ※ただし、1世帯につき1人までとします

◆助成金額

助成金は受講料の4分の1以内とし、4万円を上限とします

■福祉用具貸出事業

車いすや介護用電動ベッド、ポータブルトイレ、シャワーチェア、歩行器などの福祉用具を無料で貸出し、日常生活の便宜と自立を図っています。

本事業は、市民の皆様からご寄贈いただいたものを貸出しておりますことから、在庫に限りがございますので、ご利用の際はお問い合わせ下さい。

◆利用できる方

恵庭市民の方ならどなたでも利用できます



◆利用できる期間

車いすのみ貸出期間6ヶ月以内になっております

その他の福祉用具は必要がなくなるまでご利用いただけます

◆利用料金

貸出料金は無料。なお、電動ベッドをご自分で搬出入できない場合には、有料となりますが搬入業者へ依頼することができます



■福祉車両貸出事業

高齢者や障がいをお持ちの方で、自力での外出が困難な状況にある方に車いすでの乗降が可能な福祉車両を貸出し、日常生活での外出支援や社会参加の促進を図っています。

◆利用できる方

運転免許取得後3年以上経過し、恵庭市内に居住しており、車いす利用者を送迎する方（運転者の方、車いす利用者の方どちらかが市内居住していれば貸出可能です）

◆利用期間

概ね3日間を限度とします

◆利用料金 無料（ガソリン代は自己負担となります）



◆利用内容

医療機関等への通院、一時帰宅、レジャー、買い物等への送迎に貸出し致します。お気軽にご相談下さい。市外での利用も可能です

◆申し込み方法

利用日が決まりましたらご予約を承りますので、まずはお電話下さい



■高齢者等外出支援サービス事業①（市内利用）

身体の障がい等で自力での外出に不自由のある方を対象に、自宅と医療機関との間などの送迎を行うことにより、日常生活の便宜と自立を図っています。

◆利用できる方

患庭市内に居住していて、概ね65歳以上の方或いは身体の障がいにより、車いす等を使用しなければ移動が困難な方（**事前に利用登録が必要です**）

※介護保険法による通院等乗降介助のサービスを受けることができる方は除きます。

◆利用できる内容 ※原則、患庭市内の利用となります

- ①市内医療機関への通院のとき
- ②行政、教育機関等が実施する事業へ参加するときなど



◆利用できる時間帯

毎日、午前9時から午後5時までです。（但し、年末年始は除きます）

◆利用料金 片道200円

■高齢者等外出支援サービス事業②（市外利用）

◆利用できる方（事前に利用登録が必要です）

（1）出生時期や発達段階における重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複した状態で、おむね別表に規定する状態にある者。ただし、付添の方が同乗できる場合に限りです。

□■別表■□

姿勢	ほとんど寝たまま自力で起き上がれない。座ることがやっとの状態
移動	自力では困難であり寝返りも困難。移動は座位又は車椅子等。
排泄	全介助（自分では処理できない、知らせることもできない）
食事	自力では困難。誤嚥を起こしやすい。
筋緊張	極度に筋肉が緊張し、思うように手足を動かすことができない。
コミュニケーション	言葉による理解、意思伝達及び声や身振りでの表現が困難。
健康	肺炎・気管支炎を起こしやすく、てんかん発作を伴う場合が多い。 痰の吸引を必要とする。

◆利用できる時間帯

このサービスを利用できる日時は原則として平日午前9時から午後5時までです。

（市外利用は土日祝祭日、年末年始は利用できません）

◆利用料金

右記の合計額が利用料金となります。

利用料	1キロメートルにつき20円
高速料金	実費負担
駐車料金	実費負担
待機料金	1日につき500円

■訪問介護・居宅介護支援事業

■訪問介護事業

住み慣れた地域で快適な生活を送れるように、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行っています。

◆利用できる方

- ①介護保険要介護認定で要支援1～要介護5の認定を受けた方
- ②障害区分認定で区分1～6の認定を受けた方

◆利用料金のめやす（介護保険：要介護1～5、負担割合1割の方の場合）

- ①身体介護（30分以上1時間未満）470円
- ②生活援助（45分以上）273円



食事介助・衣服の着脱・整容



身体の清拭・入浴の介助



生活必需品の買い物

■居宅介護支援事業

居宅介護支援とはケアマネジャー（介護支援専門員）が身体の状態や希望に沿った居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス利用につなげていくサービスです。

介護保険サービスを利用開始した後も、毎月ご自宅へ訪問し、状況をよく伺い、不安なく介護保険サービスを利用していただけるよう支援を行っています。

◆利用できる方

- ・介護保険要介護認定で要介護1～要介護5の認定を受けた方

◆利用料金

- ・無料

介護保険サービスのご利用までの流れ

ご相談・事前訪問



ケアマネジャー等専門の職員が介護の相談に応じます。

サービス計画作成



週単位・月単位のサービスプランをご要望にそえる内容になるまで立案します。

サービス開始訪問スタート



サービスは専門知識と技術を見につけたスタッフが行います。

サービス計画の見直し



プランの状態の変化、必要に合わせて随時サービスプランの見直しを行います。

まずはお電話下さい。 恵庭市社協ヘルパーステーション 0123-33-1120

■歳末見舞金交付事業

歳末たすけあい募金を活用し、支援を必要とする方々が歳末期に安心して暮らすことができるよう見舞金を交付します。

対象	交付額	交付基準
一般低所得世帯	1世帯 5,000円	生活困窮世帯であり、道市民税非課税世帯。
低所得高齢者世帯	1世帯 5,000円	生活困窮状況である65歳以上の高齢者世帯であり、道市民税非課税世帯。
寝たきり・認知症高齢者	1人につき 5,000円	常に介護を要する65歳以上の寝たきり及び認知症高齢者
難病・特定疾患	1人につき 5,000円	国及び道が指定する特定疾患認定患者で受給者証（特定疾患医療受給者証）が発行されている方。
障がいをお持ちの方	1人につき 5,000円	「身体障がい者手帳1級もしくは2級」「精神障がい者保健福祉手帳」「療育手帳」を保有の方であり、常に介護を要する方。

■歳末大掃除サービス事業

歳末たすけあい募金を活用し、歳末期に大掃除を無料で実施し、支援を必要とする方々が安心して暮らすことができるよう行っています。

◆利用できる方

- ①65歳以上の高齢世帯であり、身体の障がい及び病弱等により大掃除が困難な方
- ②生活困窮状況であり、道市民税が非課税世帯

◆利用内容

- ①掃除にかかる時間は2時間程度です
- ②電気の傘、換気扇、窓ガラス等の箇所を掃除します



※歳末見舞金・歳末大掃除サービスは生活保護世帯及び入院・施設入所中の方は対象外となります。

【歳末見舞金・歳末大掃除サービスの申請方法】

民生委員による支援対象世帯の把握や、対象者が日常での困りごとを民生委員に相談できる体制を作るため、見舞金及び大掃除サービスの申請は地区の民生委員を通して行ないます。

歳末見舞金交付事業及び歳末大掃除サービスの申請方法及び申請期限等は「社協だより12月号」でお知らせする予定です。

ふれあいと支えあいのまちづくりを推進します

■小地域ネットワーク事業

市内に62箇所ある町内会・自治会で取り組まれている地域の高齢者や障がいのある方を支える活動に対して助成等の支援を行っています。

事業名	助成金額	内 容
小地域支えあい指定事業	30,000円	3年間の指定期間のなかで独り暮らしの高齢者の安否確認や福祉マップの作成等の取り組みを支援しています。
小地域支えあいバックアップ事業	20,000円	3年間の指定期間が終了した地域を継続して支援しています。
小地域交通費支援事業	10,000円	地域で開催される交流事業へ移動が不自由な方でも参加できるように送迎経費の一部を支援しています。
年末年始ふれあい支援事業	20,000円	12月、1月に行われる交流事業や声かけ訪問の支援を行います。
ふれあい型交流会助成事業	20,000円～ 80,000円	顔なじみの関係づくり、地域でのつながりを深めることを目的とした地域の交流事業へ支援を行います。

■ふれあいサロン事業

高齢者及び障がいのある方等が参加し、茶話会、食事会、健康体操、ゲーム等を行ないながら地域で交流を深めるふれあいサロン団体に助成等の支援を行なっています。

◆対象者・参加人数

高齢又は障がいのある方等を含めて5名以上の参加があることを条件とします。

◆場 所

自宅や地区会館等どこでも構いません。参加者が徒歩で行くことができる範囲が望ましいです。

◆助成額

1回の開催につき1,000円（月4回を限度）を助成します。

◆サロン団体の新規登録について

新規登録の申請にあたり、会の名称及び代表者、参加者、実施場所等決めて頂く事項がございますので詳しくはお問い合わせ下さい。



■レクリエーション器材等の貸出

- ◆貸出物品 ボウリングゲーム、輪投げ、シュートゲーム、玉入れゲーム、的当てゲーム等
- ◆利用料金 無 料
- ◆貸出期間 1 週間程度
- ◆ご利用について

どなたでもご利用いただけます。直接社協までお越しください。

恵庭市社協ホームページにて貸出物品の一覧をご覧頂くことができ、事前予約も可能です。



■ふれあい福祉まつり・功労者等の表彰

社会福祉功労者の表彰や福祉に関する体験を通して市民の方々へ福祉の啓発を図るとともに、社会福祉協議会、共同募金委員会についての理解を深めて頂くことを目的に開催しています。

- ◆日 時 開催日及び詳しい内容は「社協だより」にてお知らせします。
- ◆会 場 恵庭市民会館 3 階中ホール及び2階フロア
- ◆入場料 無 料
- ◆主 催 恵庭市社会福祉協議会・恵庭市共同募金委員会
- ◆内 容
 1. 社会福祉功労者等の表彰式
 2. 福祉団体出展・体験コーナー
手話・点字等の福祉体験コーナー、市内福祉団体・施設による販売コーナー、福祉用具の展示コーナー、ちびっ子コーナー
 3. チャリティー映画上映
 4. お楽しみ抽選会



■ボランティアセンター事業

◆ボランティアに関する相談をお受けします。

センターに依頼のあったボランティアニーズを元に活動をご紹介します。

また、ご相談内容に応じて、センターに登録しているボランティアの中から活動頂ける方をご紹介します。※内容によってはボランティアをご紹介できない場合もございます。

ボランティア



◆ボランティアを地域に広げる活動を行っています。

○ボランティア体験プログラム

ボランティア活動参加へのきっかけづくりとして、初心者の方でも参加できるボランティア体験プログラムを実施しています。

○各種研修会の実施

ボランティア活動者のスキルアップやフォローアップを目的に、年2回程度市民向けのボランティア研修会を実施しています。

◆市内のボランティア活動を応援しています。

○ボランティア活動費助成事業

ボランティアセンターに登録している団体で、1年以上の活動実績のある団体を対象に活動費の助成を行っています。

○児童生徒のボランティア活動普及事業

総合的な学習の時間でのボランティア体験や地域との交流事業等を対象に、希望する学校に助成金の交付を行っています。また、学校内におけるボランティア体験の講師のご紹介や福祉用具の貸出等を行い、児童生徒の福祉学習への協力を行っています。



■あつまーるポイント（恵庭市委託事業）

高齢者の生きがいづくりと介護予防を目的に、恵庭市の指定を受けた高齢者支援施設等でのボランティア活動やいきいき百歳体操に関わるサポーター活動に対し、1ポイント100円（年間最大50ポイント）に換金できる「あつまーるポイント」を付与する事業を実施しています。

◆内容 ※その他諸条件がありますので、詳しくはお問合せ下さい。

- ①65歳以上で要介護認定を受けていない方が活動できます。（本会が行う研修及び説明会を受講して登録する必要があります）
- ②活動1時間につき1ポイント、1日最大2ポイントまで付与されます。
- ③活動内容は、話し相手、趣味活動の相手、レクリエーション補助など、施設利用者及び入所者とのふれあいがある活動です。（受入施設により活動が異なります）
- ④いきいき百歳体操サポーターで「かみかみ体操」「しゃきしゃき体操」「いきいき百歳体操」のいずれかの活動を行っている方で本会研修会受講者。

■成年後見支援センター（恵庭市委託事業）

高齢者の方、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、成年後見制度の利用をお手伝いします。

◆こんなときにご相談ください。



◆センターでは以下の役割を担っています。

- ・成年後見制度に関する相談・・・困りごとや制度利用の必要性等の相談に応じます。
- ・普及啓発・・・制度を周知するパンフレットの作成や制度理解のための講演会等を開催します。
- ・制度利用に関する手続き支援・・・実際に利用する方の書類作成等を支援します。
- ・法人後見の受任・・・恵庭市社協が後見人となり、制度利用後の生活をお手伝いします。
- ・市民後見人の養成・・・弁護士や司法書士等専門的な資格はもたないものの、センターなどで実施する養成研修を受け、制度の知識や論理観を修得した市民のことです。当センターでは、このような「市民後見人」を養成し、センター職員とともに地域で後見業務に取り組んでいきます。

◆成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守るための民法に基づく制度です。成年後見人等がこれらの人の意志を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。制度は2種類あります。

法定後見制度：すでに判断能力が十分でない人を支援します。本人の判断能力のある順に「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が援助者（補助人、保佐人、成年後見人）を決定します。

任意後見制度：将来の判断能力低下に備え、あらかじめ自分が将来お願いする内容と援助者（任意後見人）を決め、公正証書で契約します。

■日常生活自立支援事業

◆ご利用いただける方

高齢者の方、精神障がいのある方、知的障がいのある方など判断能力が十分でない方や、日常生活において契約や金銭管理などの判断能力に不安のある方が利用できます。

◆サービスの内容

- ①福祉サービスの利用援助（福祉サービスの情報提供や利用手続きの援助、利用料支払いなど）
- ②日常的な金銭管理サービス（公共料金の支払いや年金受領の確認、生活費の預金引き出しなど）
- ③書類等の預かり（定期預金通帳や印鑑、年金証書等大切な書類の保管）



◆利用料金

- ①訪問1回あたり（1時間程度）の支援で1,200円の利用料
- ②生活支援員の交通費実費
（自家用車使用の場合は一律300円、公共交通機関利用の場合は実費）
※生活保護を受けている方は、上記①②は無料となります。
- ③書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合は、貸金庫利用料の実費

■各種相談窓口

相談窓口の開設日時は、市民暮らしのカレンダー及び社協だよりにてお知らせします。
相談料は無料です。

◆弁護士による法律相談

内容	多重債務、離婚、損害賠償請求、消費者被害等民事上のトラブルについての相談
実施日	毎月第3木曜日 9時30分～10時50分
予約	必要
場所	福社会館

◆行政書士による法務相談

内容	遺言、相続、人権等の相談
実施日	毎月第4木曜日 15時00分～17時00分
予約	必要
場所	福社会館



◆民生委員による心配ごと相談

内容	日常生活での困りごとについての相談
実施日	毎月第2木曜日 13時00分～16時00分
予約	なし
場所	福社会館等

■生活資金貸付事業

一時的に生活が困難になった世帯へ生活費の貸付を行なっています。

◆貸付金額 上限30,000円以内（無利子）で、必要な金額を貸付します。

※下記要件のほか、諸条件がございますので詳しくはお問い合わせ下さい。

◆借入申込者の要件

- ① 緊急かつ一時的に生計が困難になった世帯であること
- ② 収入の予定があり、貸付月の翌月に返済が可能であること
- ③ 恵庭市民であること
- ④ 家族・親族等の支援を受ける事ができないこと
- ⑤ 道市民税が非課税世帯であること

◆連帯保証人の要件

- ① 借入申込者と別世帯であること（同居している方は認められません）
- ② 原則として、恵庭市に在住であること
- ③ 道市民税が課税世帯であること

◆申請に必要なもの

- ① 道市民税の課税（非課税）証明書
- ② 身分証明書 の写し（運転免許証、健康保険証等）
- ③ 印鑑（実印）

※借入申込者、連帯保証人いずれも上記①～③が必要です。

■生活福祉資金貸付事業（実施主体：北海道社会福祉協議会）

高齢者、障がい者、低所得者、失業者等を対象に必要な応じた貸付を行っています。

◆資金種類

教育支援資金	高校、専門学校、短大、大学に就学するための入学金及び授業料等を貸付します。
福祉資金	障がい者の自動車購入経費、福祉用具等の購入経費、冠婚葬祭の経費等を貸付します。
総合支援資金	失業等により、生活が困窮している方を対象に、生活の立て直しのために継続的な就労相談と家計指導等を行いながら、生活費の貸付を行ないます。 ※生活困窮者自立支援制度の相談窓口の利用が必須です。

◆留意事項

資金の種類により、貸付限度額、返済期間、民生委員による相談支援等、様々な諸条件があるほか、実施主体である北海道社会福祉協議会による審査がありますので、詳しくはお問い合わせ下さい。

社会福祉協議会について

■社会福祉協議会について

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

恵庭市社会福祉協議会は社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として設置されています。「社協」の略称が使われている民間非営利組織です。

社協では家族や地域で支援を必要とする方々に対し、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力により、社協会費、寄付金、共同募金助成金等を活用して様々な事業を行なっています。

地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざしています。

■社協会費について

社協は民間の立場から福祉事業を行う団体であり、現在抱えている地域の福祉問題を市民の皆様のご協力で解決するために設立された団体です。このことから、主旨にご賛同頂いた個人・企業の皆様から「社協会費」の納入にご協力頂き、社協の運営に活用させて頂いております。

一般会費	町内会・自治会のご協力を得て市内居住の皆様にお願ひしています	1世帯 200円
賛助会費	社協事業にご賛同いただける個人の方にお願ひしています	—□ 1,000円
特別会費	福祉施設・福祉関係団体の皆様にお願ひしています	—□ 500円
特別賛助会費	社協事業・地域福祉事業に特にご賛同して頂ける個人・企業の皆様にお願ひしています	—□ 10,000円



■愛情銀行について

愛情銀行（※1）へ寄付をして、社協が実施する事業を応援して頂くことができます。

社協窓口での受入はもちろん、「愛情銀行募金箱」、「カレンダーリサイクル市」、「入れ歯回収事業」へのご協力、又、遺族の方が参列者への香典返しの代わりとして応分を愛情銀行へ寄付することで、社協事業を応援して頂きます。

寄付金は本会への重要な支援となっており、福祉会館の貸出や、福祉用具貸出事業、ボランティア活動推進など多くの事業を支えて頂くこととなります。また、社協へのご寄付は税制上の控除を受けることができます（税額控除適用団体として市へ登録）

※1 愛情銀行

愛情銀行はみなさまの善意にもとづいた寄付金の受入れ先として本会が設置した名称です。

市民の皆さまへ

社会福祉協議会では、様々な方法で、福祉情報、社協情報などを提供しております。
また、地域の課題や悩みを社協事業へ反映させるため、ご意見ご要望もお待ちしております。

社協広報誌「えにわ社協だより」

福祉情報、社協活動、ボランティア情報などを掲載した広報誌「えにわ社協だより」を年4回発行しております。

事業紹介冊子の発行

社協事業の内容を1冊にまとめた「事業紹介冊子」を発行しております。

※ホームページからもダウンロードできます。

出前講座の開催

社協職員が、皆様の地域、学校、企業、団体等に出向いて、社協事業や福祉事業の説明をさせて頂いております。

- 時間 原則として月～金（祝日、年末年始を除く）の午前9時から午後8時までの概ね1時間以内としています。
- 申請 希望日の1か月前から2週間前までにご連絡下さい。

ホームページ・ブログ

インターネット上に恵庭市社協ホームページを公開し、社協事業の紹介や情報提供を行っております。

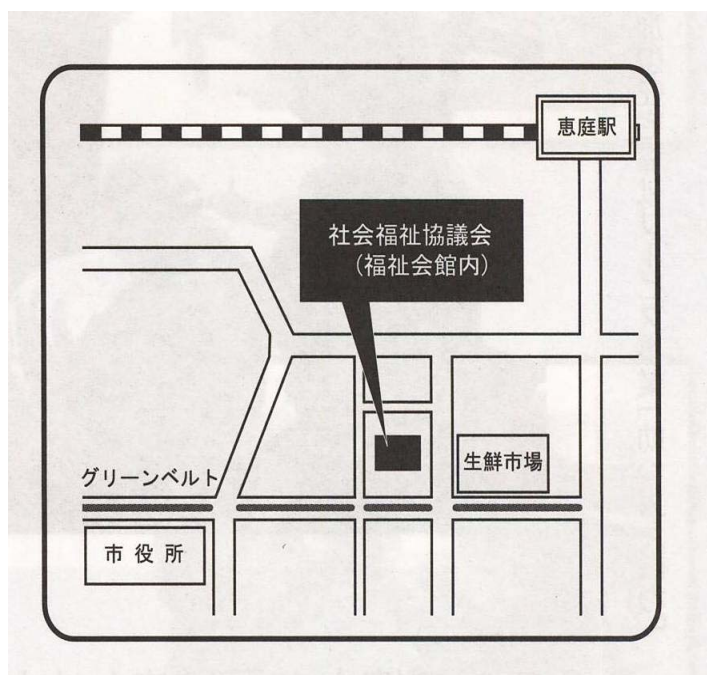
また、ご意見・ご要望等をメールでもお寄せ頂くことができます。



北海道内社協マスコット
「ほっとちゃん」



恵庭市社協マスコット
「スマイリー」



社協事業紹介冊子改訂版

（平成29年10月発行）

発行／恵庭市社会福祉協議会

〒061-1446

恵庭市末広町124番地

電話：33-9436 FAX：33-9709

この冊子は共同募金の助成を受けて発行しています。

